

宇土市水防計画書

令和 6 年度
宇 土 市

目次

第1章 総則	
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 津波における留意事項	3
第4節 安全配慮	3
第5節 水防事務の処理	3
第6節 水防組織	3
第2章 重要水防箇所	
第1節 重要水防箇所	4
第3章 予報及び警報	
第1節 気象庁が行う予報及び警報	4
第2節 洪水予報河川における洪水予報	5
第3節 水位周知河川における水位到達情報	6
第4節 水防警報	7
第5節 水位観測所	10
第6節 水防に関する情報	10
第7節 土砂災害警戒情報	11
第8節 土砂災害危険度情報	12
第4章 水防活動	
第1節 水防配備	12
第2節 水防巡視	13
第3節 水閘門操作	14
第4節 緑川ダムにおける放流に関する通知等	14
第5章 河川管理者による協力	
第1節 河川管理者の協力（国土交通省九州地方整備局）	14
第2節 河川管理者の協力（県）	15
第6章 水防資材	
第1節 水防資材	15
第7章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	
第1節 洪水浸水想定区域の指定の状況	16
第2節 宇土市総合防災マップ	16
第3節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	16
別紙資料	
1 重要水防箇所評定基準及び重要水防箇所一覧（国土交通省管理）（資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5）	17
2 重要水防箇所評定基準及び重要水防箇所一覧（熊本県管理）（資料2-1、2-2）	22
3 重要水防箇所一覧（宇土市管理）	23
4 洪水予報伝達系統図	24
5 緑川ダムの放流通知の通信連絡網	25
6 宇土市建設業協会緊急災害連絡組織表	26
関係法令	
水防法（抜粋）	27
気象業務法（抜粋）	33

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる宇土市が、同法第33条第1項の規定に基づき、宇土市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、宇土市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（3）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（4）洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

（5）水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

（６）水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第１３条）。

（７）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第１２条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

（８）氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第１２条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

（９）避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

（１０）氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第１３条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

（１１）重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

（１２）洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第１４条）。

第3節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能ながある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第4節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、次のような点に配慮し、水防団員自身の安全を確保するものとする。

- ①水防団員自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
- ②危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- ③作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
- ④作業時には、最新の気象情報等が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。
- ⑤その他、地域の実情に応じた安全確保に配慮すること。

第5節 水防事務の処理

公共の安全を保持するため、水防法第16条による水防警報の通知等を受けた時から、その洪水又は高潮に対する危険が解消するまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

第6節 水防組織

水防管理者は、洪水又は高潮に際し、水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消するまでの間において、宇土市災害対策本部が設置されるまでの間は宇土市建設部土木課において水防事務を処理するものとし、宇土市災害対策本部が設置された際には宇土市地域防災計画に定める宇土市災害対策本部分掌事務に基づき水防事務を処理するものとする。

第2章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国土交通省管理河川における重要水防箇所の評定基準は、資料1-1のとおりであり、市内の水防箇所は、資料1-2、1-3、1-4のとおりである。

また、県管理河川における重要水防箇所の評定基準は、資料2-1のとおりであり、市内の水防箇所は、資料2-2のとおりである。

宇土市管理河川における重要水防箇所は、資料3のとおりである。

第3章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報・大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報・高潮特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報・津波特別警報（大津波警報）

※一般の利用に適合する洪水特別警報は設けられていない。

（２）警報等の伝達経路及び手段

警報等の発表基準及び伝達系統等については、宇土市地域防災計画第２部第１章第１節「予警報等伝達計画」のとおりである。

第２節 洪水予報河川における洪水予報

（１）種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報） （警戒レベル２ 相当情報〔洪水〕）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル２相当水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 （洪水警戒報） （警戒レベル３ 相当情報〔洪水〕）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル４相当水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（警戒レベル３相当水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 （洪水警戒報） （警戒レベル４ 相当情報〔洪水〕）	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）（レベル４水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル４相当水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 （洪水警戒報） （警戒レベル５ 相当情報〔洪水〕）	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

①洪水予報河川と実施区域

河川名	実施区間	基準地点
緑川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸 1 2 2 1 番地先 から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上 9 8 8 番地の 1 地先 から海まで	中甲橋 城南
浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方 2 2 2 番地の 1 地先 から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目 9 5 1 番の 1 地先 から緑川合流点まで	中甲橋 城南

②洪水予報の担当官署

河川名	担当官署
緑川	熊本河川国道事務所
浜戸川	熊本地方気象台

③洪水予報の発表形式

水防法にもとづく洪水予報の伝達系統及び手段は、資料 4 のとおりである。

第 3 節 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

なお、本市区域において国土交通大臣が指定した河川はない。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (警戒レベル 2 相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル 2 相当水位）に到達したとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル 3 相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位（警戒レベル 3 相当水位）に到達したとき
氾濫危険情報 (警戒レベル 4 相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル 4 相当水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (警戒レベル 5 相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき

（２）熊本県が行う水位到達情報の通知

①水位周知河川と実施区域

河川名	実施区間
潤川	左岸：立岡池からＪＲ鹿児島本線潤川橋りょうまで 右岸：立岡池からＪＲ鹿児島本線潤川橋りょうまで
網津川	左岸：歳の神川合流点から海まで 右岸：歳の神川合流点から海まで

②水位周知の担当官署

河川名	担当官署
潤川 網津川	宇城地域振興局

第４節 水防警報

（１）水防警報発表基準等

水防警報とは、水防法第１６条に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣又は知事が水防を必要とする警告を発するものをいう。

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(2) 国土交通大臣が水防警報発表する河川

①国土交通大臣が水防警報を発表する河川及びその区域

河川名	実施区間
緑川	左岸：上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸 1 2 2 1 番地先から海まで 右岸：上益城郡甲佐町大字上揚字宮上 9 8 8 番地の 1 地先から海まで
浜戸川	左岸：熊本市南区富合町大字碓の江字地方 2 2 2 番地の 1 地先から緑川合流点まで 右岸：熊本市南区富合町大字莎崎字境目 9 5 1 番の 1 地先から緑川合流点まで

②水防警報対象量水標と条件

河川名	観測所		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
緑川	中甲橋	下益城郡 美里町岩下	2.0m	3.0m	4.1m	4.6m
緑川	城南	熊本市南区 城南町千町	3.3m	4.3m	5.8m	6.2m

(3) 知事が水防警報及び水位情報等を発表する河川

①熊本県知事が水防警報及び水位情報等を発表する河川及びその区域

河川名	実施区間
潤川	左岸：立岡池からＪＲ鹿児島本線潤川橋りょうまで 右岸：立岡池からＪＲ鹿児島本線潤川橋りょうまで
網津川	左岸：歳の神川合流点から海まで 右岸：歳の神川合流点から海まで

②水位到達情報等の種類と発表基準

水位到達情報の種類と発表の基準については、次の通りである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報〔洪水〕)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2 相当水位）に到達したとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報〔洪水〕)	基準地点の水位が避難判断水位（警戒レベル3 相当水位）に到達したとき
氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報〔洪水〕)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4 相当水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報〔洪水〕)	氾濫が発生したとき

第5節 水位観測所

(1) 水位観測所（国土交通省）

河川名	観測所		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
緑川	中甲橋	下益城郡 美里町岩下	2.0m	3.0m	4.1m	4.6m
緑川	城南	熊本市南区 城南町千町	3.3m	4.3m	5.8m	6.2m

※平成28年の熊本地震の影響により暫定運用として基準水位の引き下げを行っていたが、平成30年2月1日から元の基準にもどして運用している。

(2) 水位観測所（熊本県）

河川名	観測所		水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
潤川	潤川	宇土市三拾町 字西田 93-1	1.96m	2.16m	2.16m	2.28m
網津川	網津川	宇土市住吉町 字上ノ割 41-2	1.60m	2.15m	2.15m	2.46m

第6節 水防に関する情報

河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発している。本市においても、大雨時の河川水位の確認及び自主的避難の判断材料とするため、河川監視カメラを設置し、河川状況を公開している。

これらのこの水防に関する情報を活用し、水防本部、水防団、消防機関のお互いの情報の共有化を図る。

潤川・網津川の水位情報等は熊本県統合型防災情報システムにて、各河川の河川監視カメラの情報は本市ホームページにて閲覧できる。

《熊本県統合型防災情報システムURL》

<http://www.bousai.pref.kumamoto.jp>

《宇土市内設置公共ライブカメラマップURL》

<https://www.city.uto.lg.jp/article/view/1016/1870.html>

※ライブカメラの設置場所は次ページのとおり

宇土市内設置公共ライブカメラマップ



また、災害発生時の詳細な情報について、熊本県災害情報共有システムから確認することができる。

《熊本県災害情報共有システムURL》

<https://mimawari.jp/index.php>

第 7 節 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害による人的被害防止の観点から、気象業務法と災害対策基本法に基づき、大雨警報発表中でさらに大雨による土砂災害発生の危険度が高まった市町村に対して、県と気象庁が共同して発するものである。

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなっている。

(1) 警戒基準

警戒基準は、大雨警報または大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、今後２時間以内に基準に達すると予想されたときとする。

(2) 警戒解除基準

警戒解除基準は、気象庁が作成する降雨予測に基づいて、基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。

ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、熊本県土木部と熊本地方気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除する。

第8節 土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を補足するものである。

土砂災害危険度情報においては、土砂災害警戒避難基準に示すブロック毎に設定されたC Lを基準に、気象庁による現在の雨量及び今後の予測雨量を用いた1時間後、2時間後の危険度を判定する。判定の結果、今後2時間以内に基準値に到達すると予測される時点を「危険度1」、今後1時間以内に基準値に到達すると予測される時点を「危険度2」、現在の危険度が基準値に到達した時点を「危険度3」とする。

なお、土砂災害危険度情報の詳細状況については、熊本県統合型防災情報システム内の「土砂災害危険度情報」に掲載されている、横軸を土壌雨量指数、縦軸を60分雨量とした「土砂災害危険度推移図」の降雨実績及び予測雨量により描かれる軌跡（スネーク曲線）の位置を確認する。

第4章 水防活動

第1節 水防配置

（1）市の非常配置

災害対策本部設置前の配置体制及び災害対策本部設置後の配置体制は、宇土市地域防災計画第1部第2章第2節市の防災組織によるものとする。

（2）水防団の非常配置

①水防団の管轄地域等

各水防団の管轄地域は次のとおり。

番 号	河川(山地)名	被災予想区域	延 長 箇 所	水防分団		理 由
				主担当	副担当	
1	緑川左岸及び 各 支 川	住吉漁港から 切 所 まで	1500 m	第5分団	第4分団	堤体 不良
2	浜戸川右岸及び 緑 川 左 岸	走潟区全域	5000 m	第6分団	第1分団	漏水
3	浜戸川左岸及び 各 支 川	切 所 から 馬之瀬まで	4000 m	第4分団	第3分団	漏水
4	網津川両岸及び 各 支 川	網 引 から 住 吉 まで	5000 m	第5分団	第1分団	越水
5	潤川両岸及び 各 支 川	立岡池から 国道3号BPまで	2100 m	第2分団	第1分団	越水

番 号	河川(山地)名	被災予想区域	延 長 箇 所	水防分団		理 由
				主担当	副担当	
6	潤川両岸及び 各 支 川	国道3号BPから 馬之瀬まで	2700 m	第1分団	第2分団	越水
7	飯塚川両岸及び 各 支 川	飯 塚 か ら 椿 原 ま で	1000 m	第3分団	第4分団	洗掘
8	網田川両岸及び 各 支 川	荒 平 か ら 戸 口 ま で	3000 m	第7分団		破堤

※ 団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

②水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発表されたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団を出動させ、又は、出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備態勢
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1.河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2.気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1.河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2.潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

なお、水防団の活動については、宇土市消防団規則等の消防団関係諸規定を適用するものとする。

第2節 水防巡視

（1）平常時の巡視等

水防管理者は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められるときは、直ちに河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めることとする。

（２）出水時の巡視等

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

第３節 水閘門操作

水閘門管理者は、出水に備え、操作要領等に基づき開閉操作を行うものとする。

第４節 緑川ダムにおける放流に関する通知等

特定多目的ダム法第３２条の規定に基づき、緑川ダム管理所はダム放流に関する情報を通知するものとする。緑川ダムの放流通知の通信連絡網は別紙資料５のとおりであるが、本市においては土木課が通知を受信するものとし、土木課から災害対策本部（災害警戒本部）へ報告するものとする。

なお、災害対策本部（災害警戒本部）設置前においては、土木課から危機管理課へ報告するものとし、必要に応じて危機管理課から消防団へ連絡するものとする。

※特定多目的ダム法（抜粋）

（放流に関する通知等）

第三十二条 国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

２ 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（昭三九法一六八・平一一法八七・平一一法一六〇・一部改正）

第５章 河川管理者による協力

第１節 河川管理者の協力（国土交通省九州地方整備局）

河川管理者九州地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ・水防管理団体への河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ・重要水防箇所の合同点検の実施
- ・水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ・水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態における応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ・水防管理団体及び水防協力団体の人材が不足するような緊急事態における水防に関する情報又は資料の収集及び提供するための職員の派遣
- ・水防活動の記録及び広報

第2節 河川管理者の協力（県）

河川管理者県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ・水防管理団体への県管理河川に関する情報の提供
- ・重要水防箇所の合同点検の実施
- ・水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ・水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態における応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ・水防活動に関する情報又は資料の収集及び提供
- ・水防活動の記録及び広報

第6章 水防資材

第1節 水防資材

水防倉庫には、水防資材を常時下記のとおり備蓄しておくものとする。

倉庫名		土のう袋	杭木	ロープ	ブルーシート	掛矢	スコップ	鎌
花園 (第2分団)		3,000	100	3	3	5	10	3
椿原 (第3分団)		3,000	100	3	3	5	10	3
笹原 (第4分団)		3,000	100	3	3	5	10	3
網津 (第5分団)	旧支所跡		100					
	新支所	6,000		3	3	5	10	3
防災センター (第1第6分団)		10,000	100	15	10	10	20	3
網田 (第7分団)		5,000	100	3	3	5	10	3
土木課倉庫		3,000		3	3	5	10	3
合計		33,000	600	33	28	40	80	21

第7章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

緑川水系緑川洪水浸水想定区域図

（平成29年5月公表 国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所）

緑川水系浜戸川洪水浸水想定区域図

（平成29年5月公表 国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所）

緑川水系浜戸川他洪水浸水想定区域図（浜戸川支川潤川）

（平成31年3月公表 熊本県宇城地域振興局）

網津川水系網津川洪水浸水想定区域図

（令和2年3月公表 熊本県宇城地域振興局）

第2節 宇土市総合防災マップ

宇土市では水防法第15条に基づき「洪水予報等の伝達方法」「避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項」を記載した「宇土市総合防災マップ」を改訂し、令和4年3月に公表し、市内全戸へ配布した。

この総合防災マップには熊本県公表の高潮浸水想定区域図や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域も記載しており、洪水時はもとより高潮時、土砂災害時の市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものである。

第3節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。

別紙資料 1－1 重要水防箇所評定基準（国土交通省管理）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越（ 溢 水 ）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤防の機能が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にあたる堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にあたる堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づき改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置がされている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

別紙資料1－2

重要水防箇所一覧表（A）堤防

緑川水系									
番号	県名	河川名	地名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法	
1	熊本県	緑川	宇土市 平木	左岸	4.000 ～ 4.200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 A) (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい	

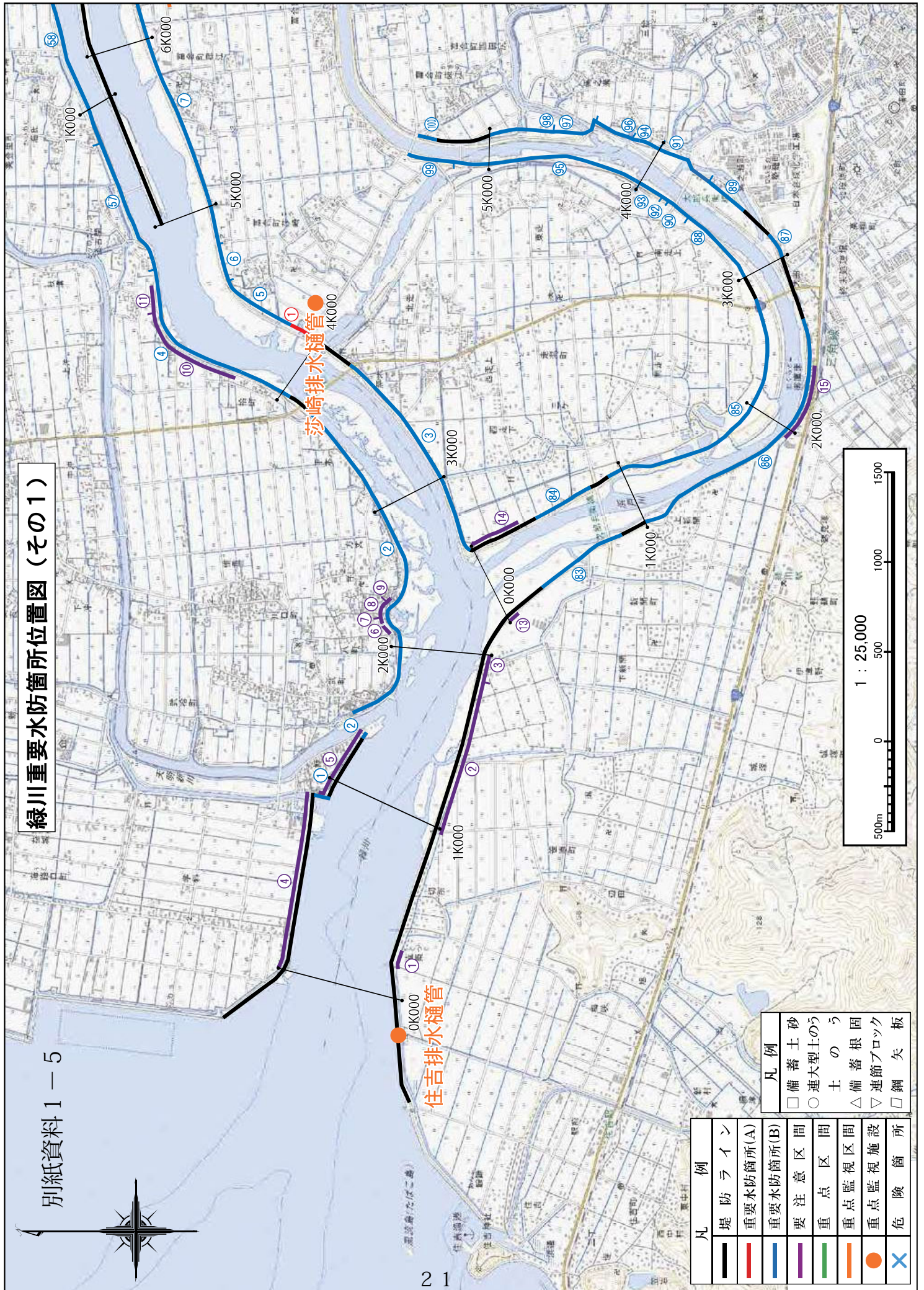
重要水防箇所一覧表（A）工作物

緑川水系									
番号	県名	河川名	地名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法	
9	熊本県	緑川	宇土市 下新開	左岸	2.040		下新開排水樋管 (応急対策施設)		

重要水防箇所一覧表（B）堤防
緑川水系

番号	県名	河川名	地名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
3	熊本県	緑川	宇土市 下新開 宇土市 走潟町	左岸	2.200 ～ 3.800	1,600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
83	〃	浜戸川	宇土市 新開町	左岸	0.200 ～ 0.800	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
84	〃	〃	宇土市 走潟町	右岸	0.400 ～ 0.800	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
85	〃	〃	宇土市 走潟町	右岸	0.900 ～ 2.800	1,900	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
86	〃	〃	宇土市 新開町	左岸	1.000 ～ 2.600	1,600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
87	〃	〃	宇土市馬之瀬町 宇土市馬之瀬町 宇土市 走潟町	左岸	3.000 ～ 3.200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
88	〃	〃	宇土市 走潟町	右岸	3.000 ～ 3.600	600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
89	〃	〃	宇土市 走潟町	左岸	3.400 ～ 3.600	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
90	〃	〃	宇土市 走潟町	右岸	3.600 ～ 3.750	150	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
91	〃	〃	宇土市 走潟町 宇土市馬之瀬町	左岸	3.600 ～ 4.000	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり (越水 B)(堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
92	〃	〃	宇土市 走潟町	右岸	3.750 ～ 3.800	50	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 (越水 B)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
93	〃	〃	宇土市 走潟町	右岸	3.800 ～ 4.000	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	土のう積・シート張・くい
94	〃	〃	宇土市馬之瀬町	左岸	4.000 ～ 4.200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 B)	土のう積・シート張
95	〃	〃	宇土市 走潟町 熊本市 南区 宣合町 宇土市馬之瀬町	右岸	4.000 ～ 5.200	1,200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい
96	〃	〃	熊本市 南区 富合町 砥江	左岸	4.200 ～ 4.400	200	堤体漏水の恐れあり。 (堤体漏水 B)	土のう積・シート張・くい

緑川重要水防箇所位置図（その1）



別紙資料 2－1 重要水防箇所評定基準(熊本県管理)

(1) 選定基準

堤防高 (流下能力)	※ 計画高水量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防を越える箇所 ※ 一連区間において、堤防高が上下流に比べ著しく低い箇所 ※ 既往洪水流量（年 1 ～ 2 回程度）に対し、堤防高さが低く余裕高がなく、はん濫実績がある箇所
堤防断面	※ 現況の堤防断面あるいは上面（天端）幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上面（天端）幅の 2 分の 1 未満の箇所 ※ 堤防断面あるいは上面（天端）幅が上下流に比べ小さく、既往洪水流量に対し危険な箇所
堤防斜面（法面） の崩れ・すべり	※ 堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりの履歴があり、その対策が未施工の箇所 ※ 堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりの履歴はないが、土質、堤防斜面（法面）勾配等から見て堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりが発生する恐れがあり、その対策が未施工の箇所
漏水	※ 漏水の履歴があり、その対策が十分ではない箇所 ※ 漏水の履歴はないが、土質、堤防斜面（法面）勾配等から見て堤防斜面（法面）の崩れ又はすべりが発生する恐れがあるが、その対策が未施工の箇所
水衝	※ 水衝部となっており、護岸が破損している箇所又は破損の履歴がある箇所
深掘れ（洗掘）	※ 堤脚又は護岸基礎部分の深掘れ（洗掘）が著しく、根固め又は水制工等が十分でない箇所 ※ 異常深掘れ（洗掘）の履歴がある箇所
工作物	※ 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、排・取水門その他の工作物の設置されている箇所 ※ 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所
工事施工	※ 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤・旧川跡	※ 新堤防で築造後 3 年以内の箇所 ※ 破堤又は旧川跡の箇所
陸 閘	※ 陸閘が設置されている箇所

(2) 重要度

A	水防上最も重要な区間	背後地に家屋密集地あるいは主要公共施設があり、甚大な被害が予想される区域
B	水防上重要な区間	背後地に家屋あるいは公共施設があり、被害が予想される区域
C	要注意区間	背後地に農地等があり、被害が予想される区域

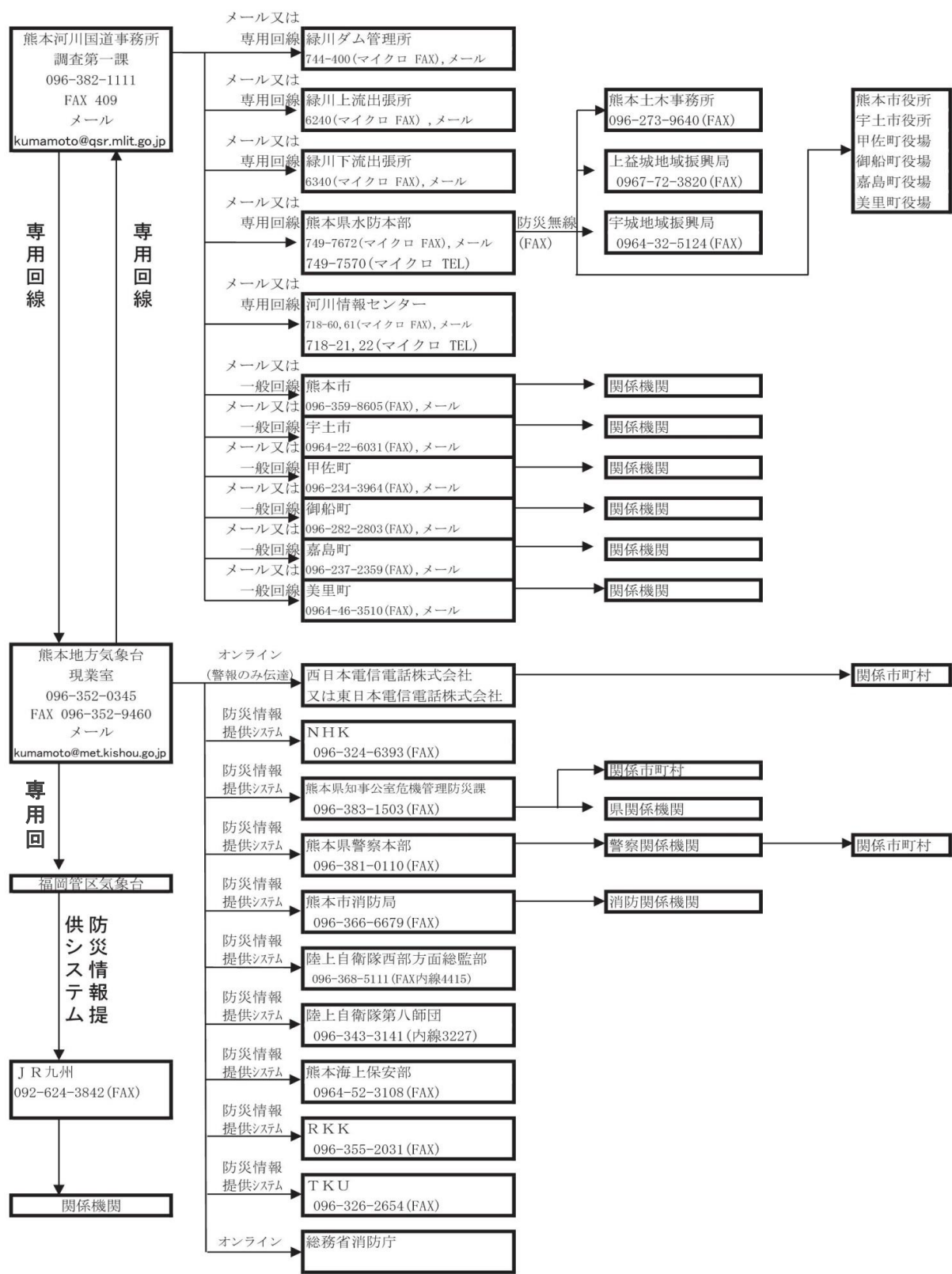
別紙資料2－2 重要水防箇所一覧（熊本県管理河川）

重要度	管理番号	水系名	河川名	地先名	延長 (m)		危険状況	水防工法
					右岸	左岸		
A	1	緑川	潤川	岩古曽町 ～ 立岡町	2,300	2,200	堤防高不足	杭打筵張工 積み土のう工
A	2	網津川	網津川	網津町	2,900	2,900	堤防高不足	杭打筵張工 積み土のう工
A	3	網田川	網田川	下網田町	3,000	3,000	堤防高不足	積み土のう工
A	6	緑川	潤川	三拾町	0	100	堤防高不足	杭打筵張工 積み土のう工
C	2	緑川	潤川	三拾町	0	1,800	堤防高不足	積み土のう工
C	3	緑川	潤川	立岡町	460	460	堤防高不足	積み土のう工
C	4	網津川	網津川	住吉町	1,280	1,280	堤防高不足	積み土のう工

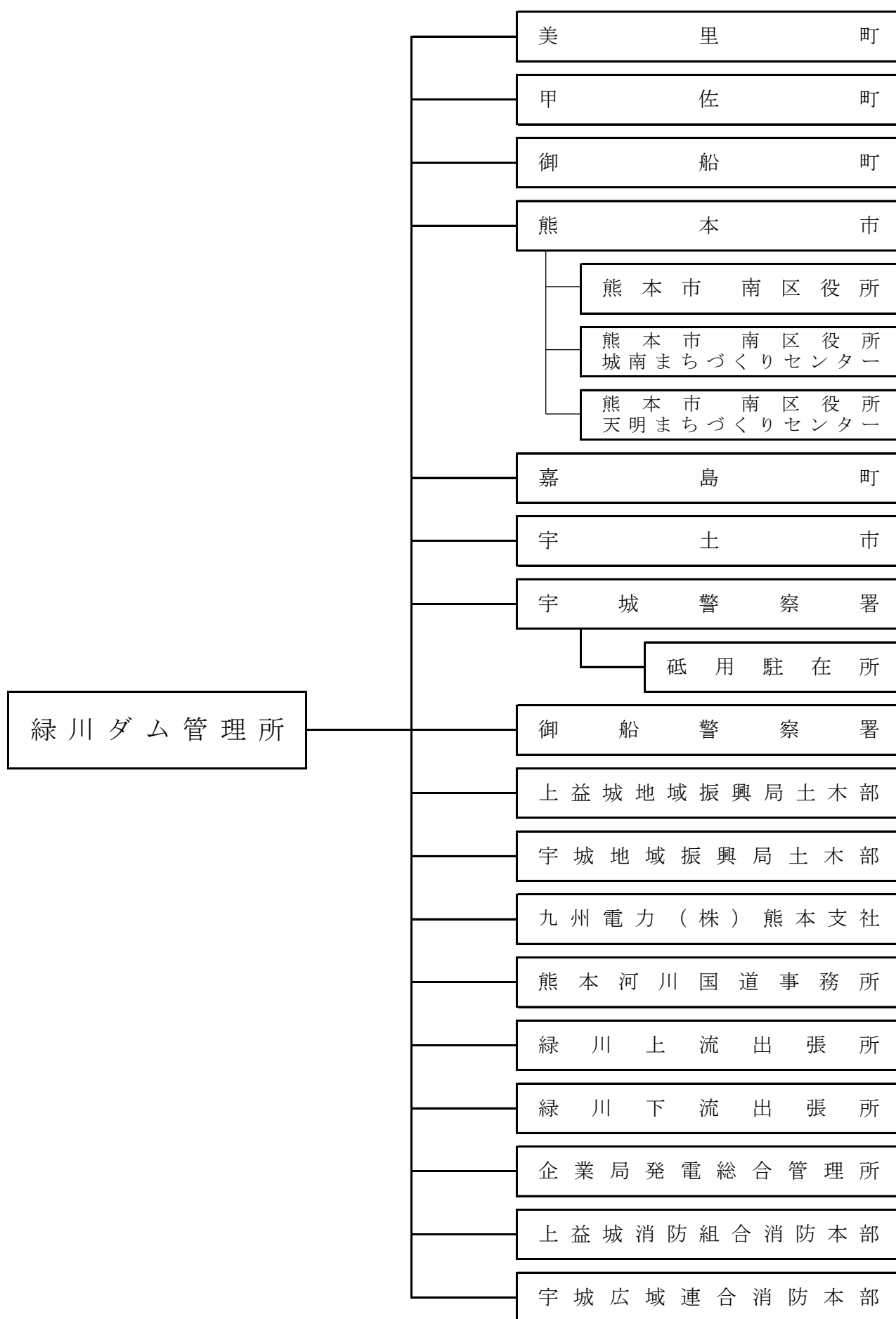
別紙資料3 重要水防箇所一覧（宇土市管理河川）

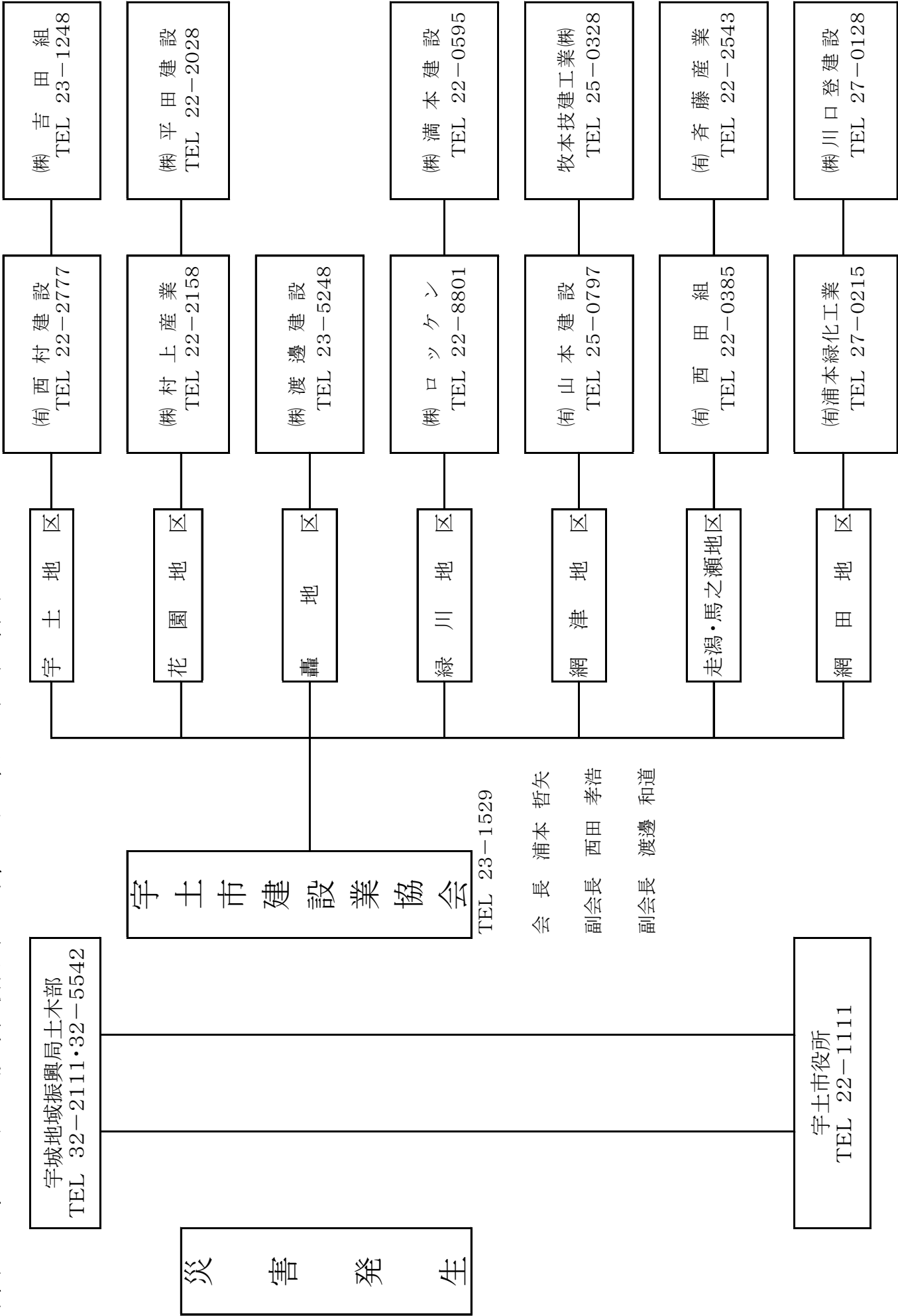
管理番号	水系名	河川名	地先名	延長 (m)		危険状況	水防工法
				右岸	左岸		
1	緑川	飯塚川	飯塚町 (飯塚区公民館より上流部)	200	200	河道断面不足	積み土のう工

緑 川 洪 水 予 報 伝 達 系 統 図



別紙資料 5 緑川ダムの放流通知の通信連絡網





令和6年5月1日現在

水防法（抜粋）

（昭和二十四年法律第百九十三号）

最終改正：令和五年法律第三十七号

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めら

れるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自ら指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を

いい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の

規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
- 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事

項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(水防警報)

第十六条 第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第十一条の二第二項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。
- 4 気象庁は、水防法第十一条の二第二項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。
- 5 第十三条第三項の規定は、第一項から第三項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 6 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。